

## 議案第 14 号

### 財産の取得について（追認）

下記のとおり財産を取得することについて、多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 31 日提出

多可町長 吉 田 一 四

### 記

- |          |                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------|
| 1 財産の種類  | 動産（物品）                                                 |
| 2 財産の名称  | 備品購入（消防無線機）                                            |
| 3 品名及び数量 | 消防受令機（携帯型 2 3 台、車載型 6 2 台、固定型 7 台）<br>簡易無線機（携帯型 5 2 台） |
| 4 取得の金額  | 2 3, 1 1 2, 0 0 0 円<br>（うち消費税 1, 7 1 2, 0 0 0 円）       |
| 5 契約の方法  | 制限付き一般競争入札                                             |
| 6 契約の相手方 | 多可郡多可町中区曾我井 885<br>藤本電機株式会社 代表取締役 藤本 嘉津美               |
| 7 契約日    | 平成 27 年 8 月 19 日                                       |